

平成28年第1回安堵町議会定例会議録  
(第1日)

日時 平成28年3月4日(金) 午前10時  
場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増井 敬史	2 番 浅野 勉
3 番 大星 成司	4 番 森田 瞳
5 番 島田 正芳	6 番 中本 幸一
7 番 植田 英和	8 番 岡田 裕明
9 番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博	副 町 長 北田 秀章
教 育 長 楮山 素伸	
統 括 理 事 寺前 高見	総務部門理事 近藤 善敬 兼総務課長
民生部門理事 磯部 あさみ	事業部門理事 堀口 善友 兼産業建設課長
総合政策課長 富井 文枝	税 務 課 長 中野 彰宏
住 民 課 長 堀川 雅央	人権同和对策課長 大星 義博
上下水道課長 石橋 史生	会 計 管 理 者 喜多 君美代 職 務 代 理 者

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博	主 幹 辻井 弘至
-------------	-----------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 委員長報告
- 第 4 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 第 5 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について）
- 第 6 議案第 1 号：安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 2 号：安堵町行政不服審査会設置条例の制定について
- 第 8 議案第 3 号：安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等に係る写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 4 号：行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 5 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 6 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 7 号：特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 8 号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 9 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 10 号：安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 11 号：安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第 12 号：安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第18 議案第13号：安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第14号：安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第15号：平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について
- 第21 議案第16号：平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について
- 第22 議案第17号：平成28年度安堵町一般会計予算について
- 第23 議案第18号：平成28年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議案第19号：平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第25 議案第20号：平成28年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第26 議案第21号：平成28年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第27 議案第22号：平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第28 議案第23号：平成28年度安堵町水道事業会計予算について
- 第29 報告第3号：平成28年度安堵町土地開発公社予算の報告について

開 会（午前10時00分）

議長（森田 瞳） おはようございます。

少々時間早うございますけれども、1分前ですが、ただ今から平成28年第1回安堵町議会定例会を開会いたします。

議長（森田 瞳） これから本日の会議を開きます。

西本町長より招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成28年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共大変お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

さて、大和の伝統行事で「お水取り」といわれている、東大寺二月堂の「修二会」が始まり、いよいよ春がそこまでやってまいりました。

国の安泰や人々の幸せを願う祈りの法会であり、今年で1,265回目を迎え修二会の本業がただいま勤められているところでございます。

その修行の場での灯明には、安堵町の灯芯が使われており、春の訪れにはかかすことの出来ないものでございます。

改めて安堵町の歴史の奥深さを感じさせられているところでもございます。

今年は安堵町の町制30周年の記念すべき年であり、来る4月23日には記念式典を挙行いたします。

また、平成28年度は様々な行事も町制30周年の記念行事と位置づけ、より盛大に行う予定をしているところでございます。

加えて大型事業用地の造成、大和川遊水地事業、懸案であった内水処理対策等の大型プロジェクトもいよいよ動き出す年でもございます。

この町制30周年をひとつの節目として、住民、議員、役場など関係機関がひとつとなり、地方創成の実現に向けて安堵町が大きく発展するための飛躍の年にしたいと考えているところでもございます。

さて、本日は専決処分の報告が2件、人事案件が1件、条例制定と一部改正が13件、平成27年度安堵町一般会計補正予算と、安堵町国民健康保険特別

会計補正予算、平成28年度当初予算の案件等合わせて合計26件を提案しております。

今回は相当な数でございますので、短く簡単に申し上げましたが、特に平成28年度当初予算の主要施策については、その概略を申し述べさせていただきたいと思っております。

平成28年度一般会計として、予算総額30億6千600万円で前年度比9千600万円（3.2%増）でございます。

まず1番目に議会費でございます、議会費につきましては積極的な議員活動と住民への広報に必要な経費を計上いたしました。

2番目に総務費でございます、自治体情報システム構造改革に取り組むための経費、財務会計システム等の運用経費、町制30周年記念事業に係る経費及び総合計画の後期見直しのための経費、ええまち安堵安心メール配信システム、町内全域放送設備等の住民サービスに欠かせない情報発信に要する経費、住民や来訪者の移動手段を確保するためのコミュニティバスの運行及び公共タクシー助成事業の経費等を計上いたしました。

3番目に民生費でございますが、高齢者福祉に要する経費をはじめ、中学校卒業までの医療費助成の拡充、学童保育の更なる拡充、子ども子育て支援新制度に伴う保育充実のための経費をはじめとする、児童福祉に要する経費などを計上いたしました。

4番目に衛生費でございます、母子保険事業や健康増進事業、各種検診事業、各種予防対策事業、塵埃処理事業及びし尿処理事業、環境美化センターごみ収集車購入等必要な経費を、事業費を計上いたしました。

5番目に農林水産費でございます、農業振興に要する経費、農道整備に要する経費などを計上いたしました。

6番目に商工費でございます、産業の振興と安堵町の情報発信等に必要な経費を計上いたしました。

7番目に土木費でございます、社会資本整備総合交付金事業を活用した、安全安心な道路橋梁の維持のための経費、都市計画マスタープランの見直しに要する経費、町営住宅の管理に要する経費、下水道に要する経費など一般会計からの繰出金を計上いたしました。

8番目に消防費でございます、奈良県防災行政通信ネットワークの再整備に係る負担金、消防司令車購入等消防防災に係る経費を計上いたしました。

9番目に教育費でございます、日常の教育行政を進めていくための経費、カルチャーセンター管理運営に係る経費、小・中学校における運営経費、歴史民俗資料館の運営及び文化行政の推進のための経費などを計上いたしました。

10番目に災害復旧費でございます、万一の災害時に備えての予算措置でござ

ざいます。

これは万一の災害時に備えての予算措置でございます。

1 1 番目に公債費でございます、町債の償還に必要な額を計上いたしております。

1 2 番目に諸支出金でございますが、これは財政調整基金、減債基金、公営住宅管理運営基金、消防賞じゅつ基金、ふるさと基金の預金利子等による積立金でございます。

最後に予備費でございます、歳出予算総額の 0. 4 5 % 程度計上をいたしております。

以上のとおり、今年は何年か 3 0 周年の記念の年であり、また、地方創成の趣旨に基づき、人口減少に歯止めをかけ、定住人口を確保するため、そして、安心安全な町づくりと、子ども子育ての支援事業に重点的に予算配分を行ったところでございます。

以上が一般会計予算でございます。

つぎに特別会計予算についてでございます。

国民健康保険特別会計に予算総額 1 0 億 8 千 5 0 0 万円で、前年度比 7 千 3 5 0 万円 ( 7. 3 % の増 ) でございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計に 1 3 5 万円で、前年度比 4 2 万円 ( 2 3. 7 % の減 ) でございます。

下水道事業特別会計に 2 億 7 千 3 4 0 万円で、前年度比 2 千 1 8 0 万円 ( 7. 4 % の減 ) でございます。

介護保険特別会計 ( 保険事業勘定 ) に 6 億 6 千 7 6 0 万円で、前年度比 5 千 2 0 0 万円 ( 8. 4 % の増 ) でございます。

最後に後期高齢者医療特別会計に 8 千 2 2 0 万円で、前年度比 3 8 0 万円 ( 4. 8 % の増 ) となっております。

以上それぞれの特別会計に予算計上をしたところでございます。

ご存知のように特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡があるよう務めてまいりたいと考えております。

冒頭に申し上げました案件についての詳細はその都度担当課長より説明させていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

---

議長 ( 森田 瞳 ) 本日の議事はお手元に配布しております議事日程に従い進めてま

います。

議長（森田 瞳） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番福井保夫議員、1番増井敬史議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしく願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします、本定例会の会期は本日から17日までの14日間をしたいと思いを。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本日から17日までの14日間とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） つづいて日程第3 委員長の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。

8番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田委員長。

（8番岡田裕明議員 登壇）

8番（岡田裕明） 8番岡田裕明でございます、ただいまから議会運営委員会からの報告をいたします。

去る2月7日に無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について、無電柱化を推進する市区町村の会会長山下和弥葛城市長から議長宛に届きました。

また、去る2月16日に若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める

意見書について、全日本年金者組合奈良県本部の方が直接議長に手渡されました。

2つの意見書につきましては、2月26日の議会運営委員会において、委員会で協議いたしました。

1件目の無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書についてと、2件目の若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について共に、議会運営委員会として取り上げるということに決まり、17日の本会議で発議として上程し審議することが決まりました。

以上議会運営委員会の報告を終わります。

---

議長（森田 瞳） つづいて日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて安堵町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます、税務課長中野です、どうぞよろしくお願い致します。

それでは報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、安堵町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本件につきましては昨年の12月の定例議会におきまして、御可決いただきました安堵町税条例の一部を改正する条例により、改正いたします行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う個人番号利用に関する規定を追加する部分につきまして、申告等の手続きに1度提出されました個人番号を求めたことについて、その申告等に関連して提出される書類につきましては、個人番号の記載を要しないという地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されました。



このため一部改正条例の施行日であります平成28年1月1日前に改正する必要が生じたので、平成27年12月28日これを専決処分とさせていただきます。

所要の改正につきまして説明させていただきます。

お手元議案書最後の頁になりますけども、新旧対照表をお開きください。

2点ございますが、第51条第2項第1号中と、第119条の3第2項についてですけども、これにつきましては、第51条に関する町民税の減免申請、それと、第119条の3特別土地保有税の減免申請書に対しまして、記載事項から個人番号の記載を除くという部分でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(税務課長による議案書の朗読)

税務課長(中野彰宏) 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御承認の程よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決をいたします。

これより報告第1号を採決します。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって報告第1号は原案の通り承認する事に決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) つづいて日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課堀川でございます。

それでは報告第2号 専決処分の承認を求めることについて安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を廃止する条例について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年の12月議会において御可決いただきました地方税法施行規則の改正等により、改正いたしました安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、内容と致しましてはマイナンバー法施行に伴う国民健康保険税条例において個人番号を、個人番号利用に関する規定を追加するというものでございましたが、平成27年12月25日に住民手続きの簡素化を図るため個人番号の取り扱いを見直し、地方税法施行規則の一部改正の一部改正が行われ、安堵町国民健康保険税条例第24条の2で規定している国保税の減免を受けようとする方の申請に個人番号を記載していただく必要がなくなったことにより、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例平成27年安堵町条例第24号を廃止し、一部改正条例をなかったものにするものでございます。

このため、一部改正条例の施行日前に廃止する必要がありましたので、平成27年12月28日専決処分とさせていただき、同日に公布させていただき施行日は公布の日からとさせていただきました。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（住民課長による議案書の朗読）

住民課長（堀川雅央） 次の頁以降につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御承認の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略して採決をいたします。

これより報告第2号を採決します。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 日程第6 議案第1号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) おはようございます、総務課の近藤でございます。

それでは、議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在安堵町の人権擁護委員は3名おられますが、そのうちの岡田治子氏におかれましては、平成28年6月30日を以って3年の任期満了を迎えられます。

岡田氏には人権擁護委員として5期に亘り地域住民の人権擁護活動に意欲を持って活動していただき、特に子ども人権対策委員として児童、生徒に対し啓発活動や出前講座等を積極的に行っていただいておりますことから、引き続き安堵町人権擁護委員として推薦いたしたく思っております。

なお、任期は平成28年6月30日ではありますが、法務省の委嘱手続きに相応の日数がかかることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき今議会において意見を求めるものであります。

それでは議案書を朗読いたします。

(総務課長による議案書の朗読)

総務課長(近藤善敬) 以上でございます、御審議の程よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

本件は人事案件でございます、討論を省略して採決します。

この採決は起立によって行います、本案は原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です、お座りください。

よって議案第1号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任であるとの意見を付して答申する事に決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) つづいて日程第7 議案第2号 安堵町 行政不服審査会設置条例の制定についてから、日程第9 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてまでを一括議題と致したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって日程第7 議案第2号 安堵町行政不服審査会設置条例の制定についてから、日程第9 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第2号 安堵町行政不服審査会設置条例の制定について、議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

不服申し立て制度は、行政の不当な処分などから国民の権利を救済するための手段として設けられたものであります。

行政処分や決定などに不服がある場合その処分を受けた日から60日以内に処分長より異議申し立てをし、処分長が審査長に審査請求を行うという2段階の手続きを経て裁判所へ直訴するという流れになっております。

今回行政不服審査法が公平性を向上させるため、使いやすさを向上させるため50年ぶりに大規模な改正がなされました。

主な改正内容は、1つ目として、申し立ての審議手続きにおいて処分に関係しない者が審議にあたる。

2つ目として、採決にあたり有識者で構成される第3者機関が点検すること。

3つ目として、審議手続きの書類の写しを交付するなど請求人の権利を拡充すること。

4つ目として、異議申し立て審査請求の2重の手続きを審査請求に一元化すること。

5つ目として、不服申し立ての期間を60日以内から3ヶ月以内に変更することである。

これらに対応するため所要の条例整備が必要となります。

まず、公正な判断をするため有見者で構成される第3者付属機関としての審査会を設置するための安堵町行政不服審査会設置条例を整備いたします。

つぎに審査請求手続きにおいて生じた資料等の写しを交付するための手数料を定める安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を新たに整備いたします。

また、既存する町条例において行政不服審査法等の施行に伴い、関連する7つの町条例を一括で改正する行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を併せて整備するものであります。

それでは個々の条例について説明いたします。

まず、議案第2号 安堵町行政不服審査会設置条例の制定についてでございます。

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく町長の附属機関として審査会を設置するための条例でございます。

次の頁、本文が載っておりますので御覧いただきたいと思います。

第2条審査会の委員は5名以内で組織する。

第3条第1項委員は町長が委嘱、第2項任期は3年、第5項委員の心身故障や職務義務違反などによる罷免を規定、第6項では委員の政治活動の禁止を規定。

第4条では会長の選任。

第5条では会議の招集等を規定。

第6条では委員の必守義務を規定。

第7条では庶務の担当を総務課とする事を規定。

そして付則第2項審査会の委員の報酬について、特別職の委員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に委員報酬額を追加するもので、次の頁の別表に示されました日額7千800円とするものでございます。

なおこの条例の施行日は法の施行の日である平成28年4月1日からであります。

つぎに議案第3号 安堵町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてでございます。

行政不服審査法の改正に伴い審査請求の手続きの過程で生じた資料等の写しを交付する手数料を徴収するために必要な事項を新たに定めるものでございます。

審査請求人から提出されました書類や行政不服審査会に提出される資料について、その写しを審査請求人または参加人から交付を求められたとき、その交付に係る手数料実費の範囲で徴収できるよう所要の規定をするものでございます。

額につきましては、安堵町情報公開制度で規定されている写しの交付額と同様に白黒コピー1枚につき10円、カラーコピー1枚について50円としております。

なお第4条で審理員が経済的に困窮していると認める場合につきましては手数料を減免できる旨を規定しているところでございます。

この条例の施行期日は平成28年4月1日からであります。

つぎに議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。

行政不服審査法及び同法に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、不服申し立て手続きにおいて、異議申し立て、不服申し立てが審査請求に一元されたこと。

申し立て期間が60日以内から3ヶ月以内とされたこと。

審査請求時の書類について必要な記載事項の文言整理など、既存する町条例について関連する条例を一括して改正するため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を併せて整備するものであります。

なおこれらの整備が必要となる条例は、安堵町固定資産評価審査委員会条例、安堵町税条例、一般職の職員の給与に関する条例、安堵町消防団員等公務災害補償条例、安堵町情報公開条例、安堵町個人情報保護条例、安堵町人事行政の運営等の情報の公表に関する条例の7件であり、これらを一括して改正を行うものであります。

なお、これらの条例の施行の期日は、改正行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日であります。

それでは議案書を朗読いたします。

(総務課長による議案書の朗読)

総務課長(近藤善敬) 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上3議案につきまして御審議頂き御可決賜りますようお願いいたします。

議長(森田 瞳) お諮りします。ただ今議題となっております議案第2号については、先般2月26日の議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、条例の制定を含むものであり、総務産業建設常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって本件につきましては総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） つづいてお諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号については、先般、2月26日の議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、条例の制定を含むものであり、総務産業建設常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本件につきましては総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） つづいてお諮りいたします。ただ今議題となっております議案第4号については、先般2月26日の議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、条例の制定を含むものであり、総務産業建設常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本件につきましては総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案につきまして提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。



議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、現行の小中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校の前期課程特別支援学校の小学部を新たな学校の種類として規定されます。

これにより職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案最後の頁、新旧対照表を御覧ください。

第8条の2中、早出遅出出勤の規定の中で小学校と規定されている部分に義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を追加し、早出遅出勤務の対象となる学校を拡大するものでございます。

なおこの条例の施行期日は平成28年4月1日ではありますが、改正後の規定を請求する場合施行日前において請求することが出来る旨を経過措置として公布の日からと定めております。

それでは議案書を朗読いたします。

（総務課長による議案書の朗読）

総務課長（近藤善敬） 次の本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第14 議案第9号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって日程第11 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第14 議案第9号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第9号 安堵町議会議員の議員報酬、費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、4つの議案についてご説明申し上げます。

平成27年8月6日付けの人事院勧告により、国家公務員の俸給表、勤勉手当、地域手当等の見直しが行なわれたことに伴い、国に準じて安堵町の一般職員等の給料表、勤勉手当を改正するものでございます。

まず一般職員の給料表の改正でございます。

議案書2頁から5頁を御覧いただきたいと思っております。

1千100円の引き上げを基本に、平均改定率は0.4%となっております。なお初任給については2千500円、若年層についても同程度引き上げとなっております。

つぎに一般職員の勤勉手当の支給割合についてであります。

後ろのほうの新旧対象表1頁を御覧いただきたいと思っております。

12月期の支給の分の勤勉手当の支給割合、現行75/100を85/100に、10/100増加。

再任用職員については現行35/100を40/100に5/100増加し、平成27年4月1日に遡及し昨年の12月に支給するものでございます。

6頁を御覧ください、1番最後の頁でございます。

第16条第2項、この増加分を来年度6月期・12月期に均等に分けて支給するため、6月期については現行75/100を80/100、12月期については現行85/100を80/100に改正するものでございます。

再任用職員につきましても6月期につきましても、現行35/100を37.5/100に、12月期については現行40/100を37.5/100に改正するものでございます。

なおこの条例は公布の日から施行し平成27年4月1日から適用、来年度支給率の改正については平成28年4月1日からの施行となります。

つぎに議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましても、同様に平成27年8月6日に人事院から勧告がありました一般職の国家公務員の給料改定に準じ、特別職の国家公務員の給与関係が改正されたため本条例を改正するものでございます。

一般職の給料改定と同様、2段階に分けて改正いたします。

新旧対照表1頁を御覧ください。

6条中12月期支給分の期末手当の支給割合、現行162.7/100を167.5/100に5/100増加し、平成27年4月1日遡及するものでございます。

つづいて次の頁新旧対照表2頁目、来年度6月、12月期の期末手当の支給

割合について今回増加した5/100を6月期と12月期に均等に振り分け、6月期については、現行147.5/100を150/100、12月期については、167.5/100を165/100に改正するものでございます。

なおこの条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用、来年度支給率の改正については、平成28年4月1日からの適用となります。

つづいて議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、つづいて議案第9号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、これら2議案につきましても先ほどの特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正と同様に期末手当について支給率を改正するものでございます。

施行日につきましても先ほどの説明と同様公布の日から施行し、平成27年4月1日から適応、来年度の支給率の改正につきましても、平成28年4月1日からの施行となります。

それでは議案書を朗読いたします。

(総務課長による議案書の朗読)

総務課長(近藤善敬) 本文につきましても先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上4議案につきまして御審議賜り御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより議案第6号から議案第9号について議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

これより質疑を行います、議案第6号の質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 全員、起立全員です。お座りください。

議長(森田 瞳) よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) つぎに議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。  
これより議案第7号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長(森田 瞳) 全員、全員です。お座りください。

議長(森田 瞳) よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) つぎに議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。  
これより議案第8号を採決します。  
議長（森田 瞳） この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

議長（森田 瞳） よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） つぎに議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。  
これより議案第9号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 全員、起立です、お座りください。

議長（森田 瞳） よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第10号 安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます。それでは議案第10号 安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます、本件につきましては学校教育法等の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定しています、放課後児童育成支援員の規定に小中一貫校を、一貫教育を行う義務教育学校の教諭となる資格を有するものを付け加える必要が生じたため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては新旧対象表により説明させていただきます。

新旧対照表のほうお願いいたします。

第10条第3項第4号におきまして、中学校の次ぎに義務教育学校の追加をいたします、これは学校教育法の改正において小中一貫教育校が追加されたことによるものでございます。

この条例の施行日は法の施行日にあわせ、平成28年4月1日といたします、以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

（住民課長による議案書の朗読）

住民課長（堀川雅央） 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛

させていただきます、御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します、この採決は起立によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第16 議案第11号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を  
改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 議案第11号 安堵町子ども医療費助成条例の一部を改正する  
条例について説明させていただきます。

本件につきましては、子ども医療費の助成について平成26年4月から就学  
児については入院に限り助成を行ってまいりました。



今後は通院についても助成を行い保護者の負担を軽減し、子育て支援を図るための改正でございます。

詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条につきましては、文言整理でございます。

第3条につきましては、就学児について入院限定部分を削ることにより通院も含めて助成するための改正でございます。

第4条第1項につきましては、乳幼児のみに証明書を交付していましたが就学児にも交付するための改正でございます。

次の頁の第2項につきましては、文言整理でございます。

この条例の施行日は平成28年4月1日とし、4月1日以降に行われた医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療にかかる医療費の助成については従前の例によるという経過措置を設けさせていただきます、以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

住民課長（堀川雅央） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議御可決の程よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします、ただ今議題となっております議案第11号につきましては、先般2月26日議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって本件につきましては文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） つづいて日程第 17 議案第 12 号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第 18 議案第 13 号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題としたいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって日程第 17 議案第 12 号 から日程第 18 議案第 13 号 までを一括議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） あらためましておはようございます、健康福祉課磯部でございます、よろしくお願いいたします。

それでは議案第 12 号 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてからご説明させていただきます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布により、介護保険法が改正されたことから、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより所要の改正を行うものでございます。

改正の大きな内容につきましては、利用定員が 18 人以下のデイサービス事業所であります小規模通所介護事業所につきましては、事業所指定監査等が県から町へ権限委譲されたことにより地域密着型通所介護事業所へと移行となることから、人員、設備、運営基準等を定めるものでございます。

施行日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。

それでは議案書の 28 頁の次の新旧対照表の 1 頁を御覧ください。

安堵町指定地域密着型サービスといたしましては、第2章定期巡回随時対応型訪問介護看護、第3章夜間対応型訪問看護、めくっていただいて2頁第4章認知症対応型通所介護、第5章小規模多機能型居宅介護、第6章認知症対応型共同生活介護、第7章地域密着型特定施設入居者生活介護、3頁第8章地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第9章看護小規模多機能型居宅介護の8つのサービスがございます。

戻っていただいて1頁よろしくお願いたします。

今回の改正で小規模通所介護が町へ権限委譲されたことにより、改正後案の第3章の2地域密着型通所介護として追加し、運営基準等を規定しております。

2枚めくっていただいて、5頁の下段お願いたします。

第59条の2で指定地域密着型通所介護の基本方針であります、居宅での日常生活の維持向上を目指すことを規定しております。

めくっていただいて、6頁から8頁59条の3から59条の4まで、指定地域密着型通所介護の人員に関する基準として事業所に置くべき従業者の員数について規定いたします。

8頁一番下の行から10頁59条の5で、指定地域密着型通所介護の整備に関する基準として、介護の提供に必要な設備またその広さ備品等を規定します。

めくっていただいて、10頁から17頁となりますが第59条の6から第59条の20まで、指定地域密着型通所介護の運営に関する基準として、取り扱い方針、運営規定、勤務体制、事故発生等の対応等を規定します。

15頁第59条の17で指定地域密着型通所介護について運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催し必要な要望助言等を聞く機会を設けねばならないことを規定します。

めくっていただいて、16頁の一番下の下段のほうでございます、第59条の19で従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録及びサービス等の記録を整備し5年間保存する事を規定します。

国の基準は2年間保存であります、介護報酬の過払いの返還請求の消滅時効が5年間のため5年間とさせていただきます。

17頁下段のほうでございます、第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員設備及び運営に関する基準として、指定地域密着型通所介護の中に指定療用通所介護が含まれることから規定させていただきます。

17頁18頁第59条の21から第59条の22で、指定療養通所介護の趣旨及び基本方針を規定します。

59条の21では、指定療養通所介護の説明でございます、対象者は難病等を有する重度要介護者または癌末期の者で常時看護師による観察のサービスが必要なものとなります。

18頁から19頁第59条の23から第59条の24までは、指定療養通所介護の人員に関する基準を規定し、事業所に置くべき従業者について説明します。

19頁から20頁第59条の25から59条の26までは、指定療養通所介護の設備に関する基準を規定し、9人以下の利用定員の規定、介護の提供に必要な備品またその広さ備品等を明記します。

20頁から26頁第59条の27から第59条の38までは、指定療養通所介護の運営に関する基準を規定し、対象者が重度要介護者であることから、サービスの提供開始に際しては、内容及び手続きの説明及び同意を得ること、緊急時等の対応策を策定し、緊急時対応の医療機関を定めることなどを明記します。

25頁第59条の36で安全かつ適切なサービスの提供を確保するために、安全サービス提供管理委員会を設置する事を明記します。

めくっていただいて、26頁第59条の37で従業者設備、備品及び会計に関する諸記録及びサービス内容等の記録を整理し5年間保存する事を規定します、国の基準は2年でございます。

めくっていただいて、28頁第67条第68条、30頁72条74条、31頁75条から78条、32頁78条の2の現行につきましては先ほどの第3章の2地域密着型通所介護に規定しましたので削除いたします。

32頁の最後の行、改正後案の第79条第2項第6号においては、指定認知症対応型共同生活介護の規定で、第59条の17第2項で規定しました運営推進会議を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催し記録を整備する事を追加します。

めくっていただいて、35頁お願いいたします。

第105条につきましては、地域密着型通所介護の第59条の17で規定しましたので削除いたします。

めくっていただいて、36頁下段から45頁まででございますが、各準用におきまして、第108条指定小規模多機能型居宅介護、第128条指定認知症対応型共同生活介護、第149条指定地域密着型特定施設入所者生活介護、第177条指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第189条ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設、第202条指定介護小規模多機能型居宅介護につきましては、それぞれ運営推進会議の開催を概ね6ヶ月に1回以上を2ヶ月に1回以上に開催します。

その他の下線部につきましては、法改正による文言の整備及び条づれの解消でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(健康福祉課長による議案書の朗読)

健康福祉課長（磯部あさみ） 安堵町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の条文につきまして、新旧対照表でご説明させていただきましたので割愛させていただきます。

以上でございます。

つづきまして、議案第13号 安堵町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布により、介護保険法が改正されたことから、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことにより、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、運営推進会議を設置するなど所要の改正を行うものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

それでは議案書の4枚目新旧対照表の2頁をお願いいたします。

地域密着型介護予防サービスには、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防型小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の3つのサービスがございます。

第39条改正後案で指定介護予防認知症対応型通所介護において、運営推進会議を設置し概ね6ヶ月に1回以上開催し必要な要望助言等を聞く機会を設けなければならないことを規定します。

3頁お願いします。

第40条第2項第6号では、第39条第2項で規定しました運営推進会議において記録を整備する事を追加します。

めくっていただいて、4頁の終わりから5頁、地域との連携第62条の現行では指定介護予防小規模多機能型居宅介護の規定ですが、第39条指定介護予防認知症対応型通所介護で規定しているため削除とさせていただきます。

めくっていただいて、6頁から7頁準用の改正後案でございますが、第65条指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び第86条指定介護予防認知症対応型共同生活介護における運営推進会議の開催を概ね6ヶ月に1回以上を2ヶ月に1回以上に改正します。

その他の下線部につきましては、文言の整備及び条ずれの解消でございます、以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(健康福祉課長による議案書の朗読)

健康福祉課長（磯部あさみ） 条文につきましては新旧対照表で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

以上でございます。2議案ともよろしく御審議御可決お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） ただ今議題となっております、議案第12号並びに議案第13号につきましては、先般2月26日議会運営委員会におきまして協議いたしました結果、常任委員会に付託する旨議会運営委員会で決定されております。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第12号そして議案第13号につきましては、安堵町議会会議規則第36条第1項の規定により文教厚生常任委員会に付託したいと考えます。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第12号、議案第13号につきましては、文教厚生常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第19 議案第14号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） それでは議案第14号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

が平成28年2月24日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。

これにより、安堵町消防団員等公務災害補償条例に該当する一部を改正するもので、条例附則第5条第2項及び第5項において厚生年金保険法による生涯厚生年金等の社会保障給付と併給される場合には、傷病補償年金及び給与補償の額に乘じる調整率を改正するものでございます。

議案書後ろのほう新旧対照表1頁2頁を御覧ください。

附則第5条第2項の表1のほうの右欄中、右のほうの欄中がございます、0.86を0.88に改め、同表2の項で右欄中、右の欄中、0.91、第1級または第2級を0.92第1級に、また、0.90を0.91に改め同条第5項の表中を0.86を0.88に改めるものでございます。

2頁です、また同条第5項表中休業補償の調整率につきましても0.86を0.88に改めるものでございます。

なおこの条例の施行期日は平成28年4月1日でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(総務課長による議案書の朗読)

総務課長(近藤善敬) 本文につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立のよって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 全員起立です。お座りください。  
よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただ今11時16分でございます。  
11時30分まで休憩いたします。

-----  
休 憩  
11時16分  
～  
11時30分  
-----

議長（森田 瞳） 再開いたします。  
日程第20 議案第15号 平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてを議題といたします。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号 平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）についてご説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ9千99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4千742万4千円といたします。

今回の補正理由につきましては、1つ目と致しまして総務省のセキュリティー強化対策に基づく自治体情報システム強靱性の向上に係る必要経費の補正及び社会保障税番号制度による個人番号カード交付事業発行委任事務負担金



の追加交付に伴う必要経費の補正、2つ目と致しましては子ども医療費拡充に伴う電算システム改修及び医療書発行に係る経費の補正、3つ目と致しましては国民健康保険料の軽減判定所得の見直しによる軽減世帯の増加に伴う基盤安定化のための国民健康保険特別会計への繰り出し金の増額補正、4つ目と致しましては障害者自立支援給付費精算に伴う超加交付分の償還に係る経費の補正、5つ目と致しましては景気回復に伴う賃上げ等の恩恵を受けない所得の少ない高齢者等を対象とした年金生活者等支援する目的の臨時福祉給付金及び事務的経費の補正、6つ目と致しましては子ども子育て支援新制度の実施に伴う保育料の負担軽減に係る電算システム改修経費及び町外私立保育所への入所園児の増加に伴う町外私立保育所委託費の補正、7つ目と致しましてはし尿処理事務委託費の不足に伴う増額補正、最後に平成27年8月の人事院勧告に伴う給与改正に係る人件費等の補正でございます。

それでは補正予算書12頁を御覧ください。

歳出についてでございます。

款1議会費におきまして人件費と致しまして203万2千円の増額補正でございます。

つぎに款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費及び目4企画費におきまして人件費と致しまして812万8千円の増額補正でございます。

つぎに補正予算書13頁を御覧ください。

同款、同項、目6電子計算費におきまして情報セキュリティ強化対策委託費として3千581万5千円の増額補正で、補助基本額1千120万円での1/2が国より補助され、また、1/2を一般補助施設整備事業債で、そして残りを繰越金で充当させていただきます。

なお事業の完了が翌年度となるため次年度に予算を繰り越しいたします。

つぎに同款、項2徴税费、目1税務総務費におきまして人件費と致しまして130万円の減額補正でございます。

同款、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費におきまして人件費と致しまして94万3千円の増額及び負担金補助及び交付金におきまして個人番号カード発行委任事務負担金として129万4千円の増額補正で、こちらは国庫補助100%でございます。

本事業につきましても完了が翌年度となるため次年度に予算を繰り越しいたします。

つづきまして14頁を御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目2国民年金取扱費、目3老人福祉費、目6医療対策費におきまして人件費と致しまして644万円

の減額補正及び同目におきましてシステム修正委託を含む事務的経費と致しまして103万5千円の増額補正でございます。

同款、同項、目7国民健康保険医療助成費におきまして、保険基盤安定化繰出金として2千45万8千円の増額補正で国庫1/2、県費1/4の補助でございます。

同款、同項、目9自立支援給付費におきまして償還金として413万6千円の増額補正でございます。

つづきまして補正予算書15頁を御覧ください。

同款、同項、目16臨時福祉給付金として事務的経費を含む臨時福祉給付金として2千787万9千円の増額補正で国庫100%補助でございます。

本事業につきましても完了が翌年度となるため次年度に予算を繰越いたします。

同款、項2児童福祉費、目3保育園費におきまして人件費と致しまして535万円の減額補正、また委託費におきまして町外私立保育所委託費とし292万円の増額補正でございます。

つぎに保育料システム修正委託費として、113万4千円の増額補正で国庫補助1/2でございます。

なお事業完了が翌年度となるためシステム改修におきましても次年度に予算を繰越いたします。

同款、項3人権対策費におきまして人件費として19万5千円の増額補正でございます。

つづきまして16頁御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費におきまして、人件費として954万4千円の増額補正、同款、項2清掃費、目1塵芥処理費におきまして人件費として88万円増額補正、目2し尿処理費におきまして、し尿処理委託費として350万円の増額補正でございます。

款5農林水産業費、次の頁の款7土木費、款9教育費におきまして人件費として合わせて851万円の減額補正でございます。

それでは補正予算書9頁を御覧ください。

歳入についてでございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料におきまして保育所等使用料として73万円の増額補正、同款、項2手数料、目2衛生手数料におきまして清掃手数料として7万円の増額補正、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金におきまして保育園費国庫負担金として146万円の増額補正、国民健康保険基盤安定化負担金として476万円の増額補正、

臨時福祉給付金として2千787万9千円の増額補正でございます。

同款、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金におきまして、子ども子育て新制度システム改修事業費補助金として56万7千円の増額補正でございます。

つづきまして補正予算書10頁を御覧ください。

同款、同項、目5総務費国庫補助金におきまして、個人番号カード交付事業費補助金として129万4千円及び地方公共団体情報セキュリティー強化対策費補助金として560万円の増額補正でございます。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金におきまして、保育園費負担金として73万円及び国民健康保険基盤安定化負担金として308万2千円の増額補正でございます。

つぎに款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、繰越金として3千921万8千円、款19町債、項1町債、目1総務債におきまして、一般補助施設整備等事業債といたしまして560万円の増額補正でございます。

従いまして6頁を御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

一般補助施設整備事業債の限度額を560万円といたします。

なお、1頁戻っていただきまして5頁、第2表繰越明許費を御覧ください。

総務費におきまして地域経済循環創造事業4千350万円、ネットワーク強化対策事業3千581万5千円及び個人番号カード発行委任事務負担金221万5千円、民生費におきまして臨時福祉給付事業2千787万9千円、子ども子育て新制度システム改修事業113万4千円がいずれも事業完了が翌年度となるため合計1億1千54万3千円を次年度に予算繰越いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

(総合政策課長による議案書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次の頁以降につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議御可決の程よろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第21 議案第16号 平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは失礼します。

議案第16号平成27年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について説明させていただきます。

本補正につきましては、国保基盤安定事業、国保被保険者の国保税を所得状況により応益課税分、これは平等割と均等割りの部分でございますけども、これの7割、5割、2割を軽減する制度により減額となった国保税に相当する額の2/4を国庫、1/4を県の負担として一般会計で受け、町負担分の1/4を含め一般会計から国保特会に繰出すことにより、国保財政の基盤安定を図る制度でございますが、低所得者の軽減措置が拡充されたことにより一般会計か

らの繰入する額が大幅に増額となり、国保特別会計の財源更正を行うための補正でございます。

それでは詳細につきまして議案書最後の頁補正予算書により説明させていただきます。

歳入の部

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税で 1 千 4 5 万 8 千円の減額、款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で 1 千 4 5 万 8 千円の増額とする財源更正でございます。

これは低所得者の軽減拡充措置による国民健康保険財政安定化繰入金の増額によるものでございます。

以上でございます、それでは議案書を朗読させていただきます。

(住民課長による議案書の朗読)

住民課長（堀川雅央） 事項別明細書につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議御可決の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議長（森田 瞳） 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（森田 瞳） つぎの日程第22 議案第17号 平成28年度安堵町一般会計予算についてから日程第28 議案第23号 平成28年度安堵町水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって日程第22 議案第17号から日程第28 議案第23号までを一括議題とします。

ただ今議題といたしました7議案について提案理由の説明を一括願います。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いたします。

議案第17号から議案第23号を、平成28年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算および水道事業会計予算案まで一括してご説明させていただきます。

我が国の経済を見ると大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により雇用、所得環境が改善し、原油価格の低下等により公益条件が改善する中、緩やかな回復基調が続いているものの、年度前半には中国をはじめとする新興国経済の景気減速の現状等もあり、輸出が弱踏みし個人消費及び民間設備投資の回復に遅れも見られました。

政府は希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現に向け、昨年11月1億総活躍社会の実現へ向けた緊急に実施すべき対策ごとにまとめ、引き続き財政健全化目的、目標の達成に向け経済財政再

生化計画の確実な推進に取り組むとしています。

国の平成28年度地方財政財源確保への対応については、地方創成人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災減災事業など地方の実情に沿った木目細やかな行政サービスを十分担えるよう一般財源総額については、前年度の水準を0.2%上回る6兆1千6百79億2千万円を確保されました。

地方交付税におきましては、地方税収の伸びに伴い、地方交付税総額は対前年度0.3%の減、臨時財政対策負債においては、前年度より実に16.3%の減となる見込みでございます。

なお、地方の重点課題対応が創設され、自治体情報システム構造改革や高齢者支援等に取り組むため必要な経費を地方財政計画に計上されたところでございます。

地方においても新たな政府の基本方針、1億総活躍社会の実現や、総合的なTPP関連政策大綱の策定を受け、地方経済の活性化や、子育て介護などの福祉施策、力強い農林水産業にむけた施策等に取り組み、公債費の高水準化に対応しつつ、経費全般については徹底した節減合理化に引き続き務め、行財政の運営の効率性、透明性を高めるよう求められ、本町におきましても、第4次安堵町総合計画及び安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町制の発展に必要な施策に予算の重点化を図りながら、財源の厳しい中ではございますが、繰越金、地方債等を活用し予算編成を行ったところでございます。

議案第17号一般会計予算でございます。

歳入からご説明いたします。

町税におきましては前年度と比べ町民税が課税所得の増などにより増加し、固定資産税においては償還、償却資産の増加により増となり、地方消費税交付金におきましては消費の伸びにより増収となるものでございます。

一方地方交付税におきましては、普通交付税で重点課題対応分が創設されるものの、税収が増が見込まれるため減収を見込んでおります。

町債におきましては国の臨時財政対策債抑制施策の影響により、発行可能額が減となるものの、防災設備整備事業に係る消防債の発行により増収を見込んでおります。

なお財源の不足分については、繰越及び財政調整基金の繰入金の活用により、予算の確保を務めたところでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

少子化対策については、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び1億総活躍社会の実現に向け中学卒業迄の医療費助成の大幅な拡充、学童保育の更なる充実及び子ども子育て支援新制度における保育の量及び質の充実に係る経費、国土強靱化のための防災減災害老朽化に伴う対応として、インフラ整備および地域

環境整備に要する経費および奈良県防災行政通信ネットワーク再整備に要する経費、国の重点課題としての自治体情報セキュリティ対策強化等システム構造改革等に要する経費、細やかな行政サービスを十分担えるようゴミ広域化に伴う広域環境衛生組合負担金及び消防司令車、美化センター収集車等購入経費、企業誘致に伴う都市計画の用途区域見直し及び都市計画マスタープランの見直しによる経費等第4次安堵町総合計画並びに安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現に向け必要な諸経費を計上させていただきました。

一般会計総額は30億6千600万円で、前年度に比べ9千600万円の増額、(3.2%の増)となっております。

それでは予算書1頁を御覧ください。

標題及び総額の第1条第1項のみを朗読させていただきます。

(総合政策課長による予算書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次に81頁お願いいたします、議案第18号の国民健康保険特別会計予算の総額は10億8千500万円で一般被保険者療養給付事業の増により前年度に比べ7千350万円の増額(7.3%の増)でございます。

総合政策課長(富井文枝) それでは一般会計同様標題及び総額の第1条第1項のみを朗読させていただきます。

(総合政策課長による予算書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次に101頁をお願いいたします。

議案第19号平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の総額は、135万円で償還の時期が過ぎたことにより公債費が減った、減となったため、前年度に比べ42万円の減額(23.7%の減)となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(総合政策課長による議案書の朗読)

総合政策課長(富井文枝) 次に109頁をお願いいたします。

議案第20号平成28年度安堵町下水道事業特別会計予算、平成28年度安堵町下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

下水道事業特別会計予算の総額は2億7千340万円で事業費減により前年



度と比べ1千180万円の減額（7.4%の減）となっております。  
それでは議案書を朗読させていただきます。

（総合政策課長による議案書の朗読）

総合政策課長（富井文枝） 続きまして125頁をお願いいたします。

議案第21号でございます、議案第21号の介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は6億6千760万円で、保険給付費の増により前年度に比べ6千200万円の増額（8.4%の増）となっております。  
それでは議案書を朗読させていただきます。

（総合政策課長による議案書の朗読）

総合政策課長（富井文枝） つぎに143頁をお願いいたします。

議案第22号の後期高齢者医療特別会計予算の総額は8千220万円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増により前年度に比べて378万円の増額（4.8%の増）となっております。  
それでは議案書を朗読させていただきます。

（総合政策課長による議案書の朗読）

総合政策課長（富井文枝） 最後に議案第23号、別冊子でございます、安堵町水道会計予算でございます。

冊子の1頁を御覧ください。

中段支出の部、下段支出の部でございます。

第3条中第1款水道事業費用1億8千340万円。

つづきまして2頁をお願いいたします。

支出第4条中、第4条中第1款資本的支出8千360万円、こちらと合計いたしました総額は2億6千700万円で料金システム更新費用の増により前年度比310万円（1.17%の増）となっております。

以上水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、51億7千555万円で、前年度により6億308万円（4.1%の増）でございます。

以上平成28年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

御審議の程どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第17号 平成28年度安堵町一般会計予算については、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第17号は議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する、一般会計予算審査特別委員会を設置することとし、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第18号から議案第23号までの各特別会計予算及び水道事業会計予算の6議案については、議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する、特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する事にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって18号から議案第23号までは議長と議会選出監査委員を除く8名の委員で構成する、特別会計等予算審査特別委員会を設置することとし、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 予算審査特別委員会の委員長、副委員長を選出でございます。

議長より指名させていただくことで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

議長（森田 瞳） 一般会計予算審査特別委員会委員長に、岡田裕明議員、同じく副委員長に中本幸一議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長に、島田正芳議員、同じく副委員長に植田英和議員。

以上よろしくお願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 続いて日程第29 報告第3号平成28年度安堵町土地開発公社予算の報告についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します、産業建設課堀口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは報告第3号 平成28年度安堵町土地開発公社の予算につきましてご報告申し上げます。

まず予算書1頁を御覧ください。

公有地の売却事業でございますが、東安堵小集落地区事業用地を1千800万5千円に売払いを計画しております。

つづきまして2頁を御覧ください。

公有地の取得につきましては予定はございません。

つづいて3頁をお願いいたします。

公社の収支予算につきましては、第2条収益的収入および支出の予定額と致しまして、収益的収入が1千800万7千円、これは土地売却収入1千800万5千円と、公社の設立基金500万円の受取利息が2千円でございます。

公益的支出は1千800万5千円で、これは公有地取得事業原価でございます。

つづきまして第3条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入が74万円これにつきましては利子補給金でございます。

資本的支出は1千874万5千円、これは事業外費用の銀行への償還金1千800万5千円と、支払利息が74万円でございます。

第2条、第3条の支払い別明細書につきましては、事項別明細書につきましては、それぞれ5頁から10頁に記載いたしております。

なお、予算損益計算書、貸借対照表の説明につきましてはただ今の説明と重複する部分が多々ございますので割愛させていただきます。

それでは報告第3号の報告書につきまして朗読させていただきます。

(産業建設課長による報告書の朗読)

産業建設課長（堀口善友） 以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終結します。

---

議長（森田 瞳） 理事者側からはなにかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） ないようでございます。

先ほどの予算審査特別委員会の委員長、副委員長この名簿につきましては、事務局のほうから後刻配布させていただきます。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お昼の時間超過いたしましたですけれども、申し訳ございません。

議長（森田 瞳） 次の本会議は3月17日午前10時開会でございます。  
これで本日は散会いたします。

-----  
散 会  
午後0時17分  
-----

